一時預かり利用料の割増分が補助されます。

問合せ：太子町　健康福祉部　子育て支援課（98-5596）

## 近隣市町村にある施設で実施されている一時預かり事業を利用された場合の割増金額分が補助され

## ます。

補助対象となる児童は、町内在住で、保育所又は認定こども園等を利用していない就学前（0歳児～6歳児）

の子どもです。

# 割増金額分の補助対象施設（令和５年４月時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町村名 | 施　　　設　　　名 | 場　　　　　　　　　　所 | 問い合わせ先電話番号 |
|  | 四天王寺悲田院こども園 | 羽曳野市学園前６丁目１番１号 | 072-957-7517 |
| 羽曳野市 | ベビーハウス社協 | 羽曳野市高鷲９丁目２番１７号 (ベビーハウス社協) | 072-930-0240 |
|  | 高鷲保育園 | 羽曳野市南恵我之荘２丁目６番２２号 | 072-953-3883 |
| 河南町 | ぽけっとルーム | 河南町大字白木1371番地 （保健福祉センター） | 0721-93-2500（役場） |

# 申請方法及び申請期限

太子町一時預かり利用支援事業補助金交付申請書に利用料の領収書（利用明細及び割増金額がわかるものを

含む）を添付のうえ、太子町役場子育て支援課に提出して下さい。

* 給食代（おやつ代）は補助対象外です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　　象　　期　　間 | 申請期限 |
| 令和５年４月～令和５年６月分 | 令和５年７月末日 |
| 令和５年７月～令和５年９月分 | 令和５年10月末日 |
| 令和５年10月～令和５年12月分 | 令和６年1月末日 |
| 令和６年１月～令和６年３月分 | 令和６年４月末日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　